

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、同社が運営するホテルD（以下「ホテル」という。）内の複数のレストランにおいて洗い場での業務に従事していた。

請求人によれば、勤務当初から上司のパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）やセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）、上司とのトラブル、退職強要等により、不眠、食欲不振、息が苦しくなる等の症状を自覚するようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「適応障害の疑い、同月〇日には「心的外傷後ストレス障害の疑い」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付意見書において、平成〇年〇月〇日に洗浄機内で皿が割れた出来事以降、過敏に反応するとの症状が急激に現れ、同月平成〇年〇月〇日には盗聴器の存在を疑い、同月〇日には不安感、恐怖感、被害念慮等の症状が明らかとなっていることから、同月〇月〇日～〇日にICD-10診断ガイドラインの「F23.3 妄想を主とする他の急性精神病障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」）

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

請求人は、①平成〇年〇月〇日～〇日、ガラスのお皿が洗浄機の中で割れたにもかかわらず、請求人の責任にされストレスを受けたこと、②同月〇日～〇日まで、毎日のように「遅い、何やってるんだ」などと罵倒されたこと、③同月〇日、「間接キスしちゃおうかな」などのセクハラ発言を受けたこと、④同月〇日、二人体制で腰を痛めているにもかかわらず、22時までに仕事を終わらせるようノルマが課されたこと及び⑤平成〇年〇月〇日、昼の勤務で腰を痛めた後、連絡したにもかかわらず翌日のシフトを変更してもらえず、ストレスを受けたことを主張しているが、当審査会において、一切の記録を精査し、同主張について認定基準別表1の具体的出来事に当てはめ評価するも、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示するとおり、いずれの主張についても業務による「中」以上の心理的負荷をもたらす出来事とは認められないものであり、その総合評価は、いずれも「弱」と判断する。

なお、請求人は、女子寮で自分の行動が監視されていたとも主張するが、請求人が監視されていた事実は確認できず、また、合理的にみて、そのような事実があったとは判断し難い。

- (4) 請求人は、上記に加え、解雇された旨主張するところ、発病後の出来事であり、評価の対象とはできない。
- (5) したがって、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。
- (6) そのほか請求人の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

